

制 定 平成 18 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 9 月 1 日

大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

(要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム（「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第 107 号）に定める軽費老人ホーム及び附則第 2 条第 1 項第 1 号に定める軽費老人ホーム A 型に限る。）を大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、サービスの提供に要する費用（以下「サービス提供費」という。）に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費となるサービス提供費は、施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、宿費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、職場環境改善経費及び備品購入費等並びに別表 1 に定める勘定科目に充当する経費とする。

2 別表 1 に定める勘定科目については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。））及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知（以下「課長通知」という。））の適用対象となる老人福祉施設における取扱いに準ずるものとする。

3 補助対象経費となる職場環境改善経費は、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に介護人材確保・職場環境改善に向けて、次の各号に定める取組の実施を計画又はすでに実施している法人に対し加算する経費とする。ただし、経費の使途範囲は、職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費を含むが、介護テクノロジー等の機器購入費用は対象外とする。

- (1) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、施設ごとのサービス提供費実支出額とサービス提供費基準額とを比較し、いずれか少ない方の額から当該年度に施設で徴収した本人からの徴収額の総額を控除した額とする。

- 2 前項のサービス提供費基準額は、次に掲げる額の合算額とする。ただし、介護職員（常勤換算）数のうち、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員（常勤換算）数を除くものとする。
 - (1) 別表2で定めるサービス提供費（月額）に施設の年間延べ利用人数を乗じて得た額
 - (2) 9,000円（月額）に施設の介護職員（常勤換算）の年間延べ在職月数を乗じて得た額
 - (3) 54,000円（年額）に施設の介護職員（常勤換算）の月平均人数を乗じて得た額

3 第1項の本人からの徴収額の月額は、別表3に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする法人は、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付申請書〔様式第1号〕」に交付規則第4条各号に掲げる事項を記載し、原則として事業開始前に市長に提出しなければならない。

- 2 同条の市長が必要と認める書類は、職員履歴書及び補助の対象となる軽費老人ホームの重要事項説明書（サービス提供費相当額を含む利用料の額を明らかにできる場合は、それをもって代用することができる。）とする。
- 3 職場環境改善経費の交付を申請する法人は、「職場環境改善経費申請・計画書〔様式第12号〕」を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付決定通知書〔様式第2号〕」により補助金の交付の申請を行った法人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金不交付決定通知書〔様式第3号〕」により補助金の交付の申請を行った法人に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請を行った法人は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は交付規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付申請取下書〔様式第4号〕」により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助金の交付時期)

第8条 この補助金は、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了前に、概算払において交付することができる。その場合、原則として四半期毎に分割して交付するもの

とする。

- 2 補助金の交付の決定を受けた法人（以下、「補助事業者」という。）は、第6条第1項に基づき決定された額の範囲内で概算払による交付を市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による概算払による交付の請求をうけたときは、概算払による交付を行う必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、交付規則第6条第1項第1号の条件に基づき「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金変更承認申請書〔様式第5号〕」により承認を受けるものとし、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、同項第2号の条件に基づき「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金中止・廃止承認申請書〔様式第6号〕」により承認を受けるものとする。

- 2 前項の軽微な変更は、第6条第1項に基づき決定された額について、20%の範囲内で減額となる変更とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、交付規則第9条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書〔様式第7号〕」により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助事業に係る残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

- 3 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

- 4 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支出した補助金の額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

- 5 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第2項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金実績報告書〔様式第8号〕」に交付規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

- 2 同条の市長が必要と認める書類は、前年度の収支決算書及び補助の対象となる軽費老人ホームの重要事項説明書（サービス提供費相当額を含む利用料の額を明らかにできる場合は、それをもって代用することができる。また、交付申請時と同一内容であれば省略することができる。）とする。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行

う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金額確定通知書〔様式第9号〕」により補助事業者に通知するものとする。

2 第1項の規定による補助金額の確定は、第6条第1項の規定に基づく交付決定額の範囲内で行うものとする。ただし、第10条第1項による交付決定額の変更通知を行った場合は、変更後の交付決定額の範囲内で行うものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金精算報告書〔様式第10号〕」(以下「精算書」という。)を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合は概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払にかかる精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剩余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剩余金を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付規則第17条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付決定取消書〔様式第11号〕」により通知するものとする。

(補助事業等の適正な執行)

第15条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大坂市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱については、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 4 項の規定による本人からの徴収額の月額については、別表 4 中「全額」の場合又は第 4 条第 3 項の規定による当該施設のサービス提供費（月額）を本人からの徴収額の月額とする場合で、改正後増額となる場合は、平成 21 年度から別表 2 に定めるサービス提供費基本額（月額）を適用する。
- 3 この要綱の改正前の第 5 条第 1 項に定める申請をし、第 6 条第 1 項の通知を受けたものは、改正後の第 5 条第 1 項に定める申請をし、第 6 条第 1 項の通知を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、第 13 条第 2 項の改正規定を除き、平成 22 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱による改正前の大坂市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定による補助金については、なお従前の例による。

第 3 条 改正前の要綱第 4 条並びに別表 1、別表 3 及び別表 5 の規定は、平成 25 年度分までの補助金について、次の各号に定める限りにおいて、なおその効力を有する。

- (1) 平成 24 年度分の補助金（平成 24 年 12 月分から平成 25 年 3 月分までの補助金に限る。）にあっては、改正前の要綱第 4 条第 3 項に規定する「民間施設給与等改善費」については、同項中「別表 3 で定める民間施設給与等改善費加算率を乗じた額」とあるのは、「別表 3 で定める民間施設給与等改善費加算率を乗じた額に 2 分の 1 を乗じた額（1 円未満は切り捨て）」とする。
- (2) 平成 24 年度分の補助金にあっては、改正前の要綱第 4 条第 5 項に規定する「特別運営費」については、改正前の要綱別表 5 の年額に 12 分の 10 を乗じた額（1 円未満は切り捨て）とする。
- (3) 平成 25 年度分の補助金にあっては、改正前の要綱第 4 条第 3 項に規定する「民間施設給与等改善費」については、同項中「別表 3 で定める民間施設給与等改善費加算率を乗じた額」とあるのは、「別表 3 で定める民間施設給与等改善費加算率を乗じた額に 4 分の 1 を乗じた額（1 円未満は切り捨て）」とする。

額（1円未満は切り捨て）」とし、改正前の要綱第4条第5項に規定する「特別運営費」について、改正前の要綱別表5の年額に4分の1を乗じた額とする。

- 2 前項の規定による補助金の適用にあたっては、この要綱による改正後の大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条に規定する「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付申請書〔様式第1号〕」及び第11条に規定する「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金実績報告書〔様式第8号〕」については、それぞれ改正前の要綱様式第1号別紙2-(5)及び様式第8号別紙2-(5)を使用するものとする。
- 3 第1項の規定による補助金の適用にあたっては、改正後の要綱別表2表題及び表中「サービス提供費（月額）」とあるのは「サービス提供費基本額（月額）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月分以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月分以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月分以降の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月分以降の補助金について適用する。

別表1 補助対象経費(第3条関係)

ア 「局長通知」1(1)(2)(3)(4)の要件をすべて満たす法人	イ 「局長通知」1(1)(2)(3)の要件は満たすが(4)の要件のみ満たさない法人
人件費積立金、施設整備等積立金及び局長通知3(3)にいう社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息	人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び課長通知別紙(問5)1(1)にいう施設の整備等に係る経費

別表2 サービス提供費(月額)(第4条第2項関係)(令和6年6月から)

施設種類	施設形態	取扱定員(人)	サービス提供費(月額)(円)
軽費老人ホーム	一般	単独	21～30 100,100(介護職員配置あり) 82,500(介護職員1名配置なし)
			31～40 87,900(介護職員配置あり) 74,500(介護職員1名配置なし)
			41～50 78,300(介護職員配置あり) 67,700(介護職員1名配置なし)
	併設	15～19 30	101,700(介護職員配置あり) 67,600(介護職員1名配置なし)
			70,200(介護職員配置あり) 52,800(介護職員1名配置なし)
		31～40	65,300(介護職員配置あり) 52,400(介護職員1名配置なし)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設	単独 (共通職員 (一般))	41～50 53,900(生活相談員配置あり) 42,900(生活相談員1名配置なし)
		単独 (共通職員 (特定))	41～50 53,300(生活相談員配置あり) 42,900(生活相談員1名配置なし)
		単独 (一般入所者に対する介護職員)	20以下 36,800(介護職員配置あり) 11,900(介護職員1名配置なし)
			21～30 24,000(介護職員配置あり) 7,400(介護職員1名配置なし)
			31～40 30,400(介護職員配置あり) 17,900(介護職員1名配置なし)
			41～50 24,300(介護職員配置あり) 14,200(介護職員1名配置なし)
経過的軽費老人ホーム (軽費A型)	単独	50	127,700

(備考)

月の初日に在籍している者のみ、サービス提供費(月額)を助成する。ただし、新たに事業を開始した施設については、入所者が月の途中で入所した場合、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分まで、次により算定した額を助成する。

$$\text{サービス提供費(月額)} \times \frac{\text{当該月の実入所日数}}{\text{当該月の実日数}} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

別表3 本人からの徴収額の月額(第4条第3項関係)

1 軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		本人からの徴収額(月額)
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	全額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年(1月から3月までは前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。
- (注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの徴収額については、この表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。この場合の100円未満の端数は切り捨てとする。また、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者と入居する場合については、当該者が同居する入所者を現に扶養していれば世帯収入を対象収入とし、当該者本人からの徴収額(月額)を決定する。当該者が同居する入所者を扶養していなければ個々の収入を対象収入とし、当該者並びに同居する入所者からの徴収額(月額)として決定する。

2 経過的軽費老人ホーム(軽費A型)

(1)(平成3年7月1日以降の入所者から適用)

対象収入による階層区分		本人からの徴収額(月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ~ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ~ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ~ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ~ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ~ 2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円 ~ 2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円 ~ 2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円 ~ 2,600,000 円	57,000 円
13	2,600,001 円 ~ 2,700,000 円	64,000 円
14	2,700,001 円 ~ 2,800,000 円	71,000 円
15	2,800,001 円 ~ 2,900,000 円	78,000 円
16	2,900,001 円 ~ 3,000,000 円	85,000 円
17	3,000,001 円 ~ 3,100,000 円	93,000 円
18	3,100,001 円 ~ 3,200,000 円	101,000 円
19	3,200,001 円 ~ 3,300,000 円	109,000 円
20	3,300,001 円 ~ 3,400,000 円	117,000 円
21	3,400,001 円以上	全額

- (注1) この表における「対象収入」とは前年(1月から3月までは前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。
- (注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの徴収額については、この表の額から30%減額した額を本人からの徴収額(月額)とする。この場合の100円未満の端数は切り捨てとする。また、三親等内の親族その他特別な事情により、当該者と入居する場合については、当該者が同居する入所者を現に扶養していれば世帯収入を対象収入とし、当該者本人からの徴収額(月額)を決定する。当該者が同居する入所者を扶養していなければ個々の収入を対象収入とし、当該者並びに同居する入所者からの徴収額(月額)として決定する。

(2) (平成3年6月30日以前からの入所者)

	階層区分	本人からの徴収額(月額)	
A	非課税者	前年度市町村民税の非課税者	10,000 円
B		前年度市町村民税の均等割のみの納税者	15,000 円
C ₁		前年度市町村民税の所得割課税者	20,000 円
C ₂	所得税課税者	所得税 7,300 円以下	25,000 円
C ₃		〃 7,301 ~ 14,900 円	30,000 円
C ₄		〃 14,901 ~ 22,200 円	35,000 円
C ₅		〃 22,201 ~ 29,700 円	40,000 円
C ₆		〃 29,701 ~ 37,200 円	45,000 円
C ₇		〃 37,201 ~ 44,600 円	50,000 円
C ₈		〃 44,601 ~ 52,200 円	55,000 円
C ₉		〃 52,201 ~ 59,800 円	60,000 円
C ₁₀		〃 59,801 円以上	全額

(備考)

本人からの徴収額(月額)は、この表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービス提供費(月額)を超えるときは、当該施設のサービス提供費(月額)を本人からの徴収額(月額)とする。また、この表における「全額」とは当該施設におけるサービス提供費(月額)をいう。

ただし、この表における所得税は、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第6号。以下「所得税法改正法」という。)第1条の規定による改正後の所得税法第 84 条第1項の規定により控除すべき扶養控除の額が所得税法改正法第1条の規定による改正前の所得税法第 84 条第1項の規定を適用するとしたならば控除されることとなる扶養控除の額と比較して低くなる者にあっては、市長が別に定める額とする。

[様式第1号]

年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額　金　円

2 サービス提供費補助金所要額調書(別紙1)

3 サービス提供費補助金所要額内訳書(別紙2)

4 添付書類

- (1) 年度 収支予算書
- (2) 職員履歴書
- (3) 補助の対象となる軽費老人ホームの重要事項説明書(サービス提供費相当額を含む利用料の額を明らかにできるもの)

[様式第2号]

大阪市指令第 号

年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

(サービス提供費(月額)等については、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金単価表」のとおり)

2 補助金交付の条件

(1) 補助金交付対象事業(以下「補助事業」という。)の内容、経費の配分又は執行計画の変更(上記補助金交付額について、20%の範囲内で減額となる変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けるべきこと

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに

市長に報告してその指示を受けるべきこと

(4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと

(5) その他、大阪市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)及び大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと

(6) 事業完了後、事業実績を報告すること

3 その他

(1) 上記の各条項に違反した場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある

(2) 交付規則第 11 条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から5年間保存すること

(3) 本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知書を受領した日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる

[様式第3号]

第 号
年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

[様式第4号]

年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令第　　号にて通知のありました大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金の交付決定については、大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

[様式第5号]

年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

[様式第6号]

年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間)

[様式第7号]

大阪市指令第 号
年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令第 号にて交付決定しました大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

[様式第8号]

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
施 設 名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令第 号にて交付の決定を受けた標記補助金について、大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金所要額 金 円

2 サービス提供費補助金精算書(別紙1)

3 サービス提供費補助金精算内訳書(別紙2)

4 利用状況調査表(別紙3)

5 職場環境改善経費 実績報告書(別紙4)

6 添付書類

(1) 年度 収支決算(見込)書(当年度分)

(2) 年度 収支決算書(前年度分)

(3) 補助の対象となる軽費老人ホームの重要事項説明書(サービス提供費相当額を含む利用料の額を明らかにできるもの。但し、交付申請時と同内容であれば省略可)

[様式第9号]

第 号
年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令第 号にて交付決定しました大阪市軽費老人ホームの
サービス提供費補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

(サービス提供費(月額)等については、「大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金単価表」
のとおり)

[様式第10号]

年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者の氏名

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金精算報告書

年　月　日付け大阪市指令第　　号にて補助金の交付決定を受けた標記補助金について、大阪市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり精算報告します。

記

1 補助金交付対象事業の名称

2 補助金確定額　　金　　円

補助金受入済額　　金　　円

補助金精算額　　金　　円

[様式第11号]

大阪市指令第　号
年　月　日

様

大阪市長 ○○ ○○

年度 大阪市軽費老人ホームのサービス提供費補助金交付決定取消書

年　月　日付け大阪市指令第　号にて交付決定しました大阪市軽費老人ホームの
サービス提供費補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

[様式第12号]

職場環境改善経費 申請・計画書

1 申請者

フリガナ			
施設名			
運営主体			
施設所在地	〒		
算定年月日			
対象職員数(常勤換算(月平均))		加算額(対象職員数×54,000円)(自動計算)	円
フリガナ		フリガナ	
法人代表者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 計画書

(1) 加算の算定要件及び用途

【算定要件】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。	
<input type="checkbox"/>	① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
<input type="checkbox"/>	② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
<input type="checkbox"/>	③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【用途】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 介護人材確保・職場環境改善により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法	
<input type="checkbox"/>	① 人件費の改善の実施
<input type="checkbox"/>	② 職場環境改善経費への充当
②を選択した場合、その用途を ブルダウンから選択してください。	

【記入上の注意】

- ・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- ・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用で、介護テクノロジー等の機器購入費用は対象外です。

(2) その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 介護人材確保・職場環境改善による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
<input type="checkbox"/> 加算として算定される額は、上記用途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に 係る明細書等
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

<input type="checkbox"/> 本介護人材確保・職場環境改善計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管して いることを誓約します。
令和 7 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 法人名 代表者 職名 氏名